



10月になり、暑い日、半袖では肌寒い日など寒暖差があり出かけるにも服装に悩む日が増えてきました。体調を崩されないようお気をつけてお過ごしください。

## 年末調整 Q & A

今年も残すところあと2ヶ月ですね。

年末調整の事務手続きを行う時期も近づいてきましたので、Q&A形式でウォーミングアップできればと思います。

Q. **年末調整の対象となる人**はどのような人でしょうか？

A. 原則として給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人ですが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
① 1年を通じて勤務している人	① 本年中給与の収入金額が2,000万円を超える人
② 年途中で就職し、年末まで勤務している人	② 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の勤め先で年末調整を行う人（乙欄源泉の人）
③ 12月中支給給与の支払を受け、退職した人 その他一定の退職者は退職時に調整となります。	③ 継続雇用ではない日雇労働者など（丙欄源泉の人）

Q. **別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか？**

A. 別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている場合には可能です。

Q. 共働きの世帯で、扶養親族に該当する23歳未満の子がいる場合、**扶養控除の適用、所得金額調整控除の適用**については夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか？

A. 1人の扶養親族に係る**扶養控除**の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

**所得金額調整控除**の適用については、扶養控除とは異なり、共働きの世帯で扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合には、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

※所得金額調整控除は給与等の収入金額が850万円を超える一定の人が対象になります。

Q. 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料等は**生命保険料控除**の対象とすることができますか？

A. 給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

ただし、その保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族でなければなりません。

Q. 母親の収入の内訳が、パート収入70万円、**遺族年金**80万円である場合、母親は扶養親族になるのでしょうか？

A. 扶養親族に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、遺族年金は含めずに判定することになります。

パート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額55万円を控除した後の合計所得金額は15万円となるため、扶養親族に該当します。

Q. **親の後期高齢者医療制度の保険料**を口座振替で支払った場合は、その保険料を社会保険料控除の対象でしょうか？

A. 同一生計の親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料を支払った場合は、社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料は、年金の受給者自身が支払っているため、受給者に社会保険料控除が適用されません。

Q. **ひとり親控除**は年収などの所得金額に関係なく控除を受けられるものなのでしょうか？

A. 給与所得以外の所得も含めた合計所得金額が500万円以下の人が対象になります。

Q. **配偶者控除、配偶者特別控除**を受けるための金銭的な要件はあるのでしょうか？

A. 控除を受ける人の合計所得が1,000円以下、かつ、配偶者の合計所得が133万円以下の時に控除が受けられます。

～給与所得者で確定申告が必要な人～

今回、年末調整について触れましたので、個人の確定申告が必要な人はどんな人かをお話しさせていただきます。

給与所得者の方は、給与の支払者（お勤め先）が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了することから確定申告の必要はありません。

しかし、給与所得者であっても次のいずれかに当てはまる人は、確定申告を行う必要があります。

- ① 給与の年間収入金額（額面）が2,000万円を超える人  
※収入金額（収入金額-社会保険など=手取り額）
- ② 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人（不動産、FXなどの収入）  
※所得の金額（収入金額-必要経費=所得の金額）
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人のうち、年末調整されなかった給与（乙欄、丙欄源泉対象）の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ④ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- ⑥ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- ⑦ 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

～生命保険の保険金にかかる税金～

生命保険の保険金の受け取り時には、保険料の負担者や受取人がどなたかによって、異なる税金がかかります。

保険の契約満期や解約により保険金を受け取った場合は、下記のような違いがあります。

保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
Aさん	Aさん	所得税
Aさん	Bさん	贈与税

贈与税がかかる時は受取人のBさんが納税者になります。

死亡保険金を受け取った場合は、下記のような違いがあります。

被保険者	保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
Aさん	Bさん	Bさん	所得税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

所得税、贈与税、相続税で異なる控除額や税率が適用されることになります。

生命保険は多くの方が入られていると思いますので、ご自身のご状況に合わせて、ご契約内容等を見直されてもよいかもしれません。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
計画的な行動で運気が上がりそう。 読書などゆっくり過ごすのも良いかもしれません。	何か新しい事をはじめると運気が上がりそう。 天気の良い日に散歩もよいかもしれません。	アグレッシブに行動してみると良いことがあります。 ガーデニングをしてみても良いかもしれません。	スキルアップに力を入れると良いでしょう。 旅行などでリフレッシュしてみても良いかもしれません。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。